

## 第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

## 4) 港湾景観創出区域（景観形成区域）の地区別景観形成方針

## A 交流拠点区域

## □港湾景観創出区域[1]…大野町地区

旧町名	
基本方針	◎周辺の水と緑豊かな自然環境との調和に配慮しながら、大野地区の落ち着いた伝統的な街並み景観の連続性を保全・継承します。 また、海上や対岸からの見え方に配慮するとともに、金沢港いきいき魚市のある水産ふ頭や金沢港クルーズターミナルのある無量寺ふ頭との連続性を確保し、賑わいと魅力ある景観を保全・形成します。
景観特性	○日本海や金沢港への眺望、日本海に沈む夕日 ○緑豊かな大野お台場公園 ○大野からくり記念館 ○釣り護岸 ○港の活気ある景観、漁船が行き交い停泊する景観
背景となる景観・地区内からの眺望など	○こまちなみ保存区域（大野町区域）の街並み、醤油蔵 ○砂丘の防風林（金石・大野やすらぎの林） ○大野川に停泊する漁船やボート ○対岸の石油ふ頭に並ぶ石油タンク、LPGタンク ○対岸の五郎島の緑 ○対岸の大浜ふ頭に並ぶ重機 ○戸水・御供田ふ頭のセメントサイロ群やガントリークレーン

## □港湾景観創出区域[2]…水産・無量寺ふ頭地区

旧町名	
基本方針	◎クルーズ船が寄港する金沢港クルーズターミナルを有する地区として、海上や対岸からの見え方に配慮しながら、海の玄関口にふさわしい賑わいを感じる優美で魅力的な港の景観を形成します。 また、かなざわ総合市場や金沢港いきいき魚市などの水産関連施設が立地する地区として、活気を感じる港の景観を形成します。
景観特性	○金沢港への眺望 ○金沢港クルーズターミナル ○金沢港いきいき魚市 ○かなざわ総合市場 ○ふ頭に停泊する優美なクルーズ船の景観 ○港の活気ある景観、漁船が行き交い停泊する景観
背景となる景観・地区内からの眺望など	○対岸の石油ふ頭に並ぶ石油タンク、LPGタンク ○対岸の五郎島の緑 ○戸水・御供田ふ頭のセメントサイロ群やガントリークレーン ○金沢港周辺の工業専用地域の街並み景観 ○幹線道路（主要地方道松任・宇ノ気線）の良好な緑の軸線、沿道景観

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

B 企業立地地域

□港湾景観創出区域[3]…湊4丁目地区

旧町名	
基本方針	<p>◎製造業関連企業が集積する工業地として、周辺の住環境や自然環境との調和に配慮しながら、活力と魅力ある産業景観を形成します。</p> <p>また、主要地方道金沢・田鶴浜線（50m道路）沿いについては、都心軸区域から連続した緑豊かな道路景観や周辺の市街地景観と調和する開放感と洗練さが感じられる街並み景観を形成します。</p>
景観特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○製造業関連企業が立地した景観</li> <li>○緑豊かな港公園や戸水公園</li> <li>○金沢港湾合同庁舎</li> <li>○中央分離帯や街路樹が一体となった緑豊かな軸線</li> <li>○広幅員道路沿いの良好な見通し景観</li> <li>○整然とした街区・街路と一体となったゆとりある敷地利用</li> <li>○交差点としての特徴ある景観</li> <li>○街路樹や植栽帯、接道部の緑と調和したゆとりある歩行環境</li> </ul>
背景となる景観・地区内からの眺望など	<ul style="list-style-type: none"> <li>○金沢港クルーズターミナル</li> <li>○戸水ふ頭のセメントサイロ群</li> <li>○金沢駅へと続く緑豊かな軸線</li> </ul>

□港湾景観創出区域[4]…石油・五郎島ふ頭地区

旧町名	
基本方針	<p>◎石油・LPG基地やエネルギー関連企業が立地する工業地として、周辺の住環境や農地との調和に配慮しながら、活力を感じる産業景観を形成します。</p> <p>また、海上や対岸からの見え方に配慮し、石油タンクなどの港や工業地特有の大規模な建築物・工作物が整序で美しく、洗練さが感じられる港の景観を形成します。</p>
景観特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本海や金沢港への眺望、日本海に沈む夕日</li> <li>○タンクが建ち並ぶ石油・LPG基地の景観</li> <li>○エネルギー関連企業が立地した景観</li> <li>○五郎島の緑や農業景観</li> <li>○砂丘の防風林（栗崎やすらぎの林）</li> </ul>
背景となる景観・地区内からの眺望など	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大野町、水産ふ頭から無量寺ふ頭方面への眺望</li> <li>○戸水・御供田ふ頭のセメントサイロ群やガントリークレーン</li> <li>○大野川に架かる金沢港大橋</li> </ul>

## 第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

## C 物流区域

## □港湾景観創出区域[5]…戸水・御供田ふ頭地区

旧町名	
基本方針	<p>◎金沢港における内国貿易関連の物流拠点として、周辺の住環境や自然環境との調和に配慮しながら、港らしい躍動感を感じる産業景観を形成します。</p> <p>また、海上や対岸からの見え方に配慮し、セメントサイロやガントリークレーンなどの港や工業地特有の大規模な建築物・工作物、コンテナ貨物などが整序で美しく、洗練さが感じられる港の景観を形成します。</p>
景観特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○金沢港への眺望</li> <li>○金沢港県営東部上屋</li> <li>○セメントサイロが建ち並ぶ景観</li> <li>○ガントリークレーン</li> <li>○ふ頭に停泊する勇壮なコンテナ船の景観</li> <li>○整然と集積されたコンテナ</li> </ul>
背景となる景観・ 地区内からの 眺望など	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対岸の五郎島の緑</li> <li>○金沢港周辺の工業専用地域の街並み景観</li> <li>○幹線道路（主要地方道金沢・田鶴浜線）の良好な緑の軸線、沿道景観</li> <li>○大野川に架かる金沢港大橋</li> </ul>

## □港湾景観創出区域[6]…大浜ふ頭地区

旧町名	
基本方針	<p>◎金沢港における外国貿易関連の物流拠点として、周辺の自然環境との調和に配慮しながら、港らしい躍動感を感じる産業景観を形成します。</p> <p>また、海上や対岸からの見え方に配慮し、港や工業地特有の大規模な建築物・工作物、コンテナ貨物などが整序で美しく、洗練さが感じられる港の景観を形成します。</p>
景観特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本海や金沢港への眺望、日本海に沈む夕日</li> <li>○ふ頭に停泊する勇壮なコンテナ船や優美なクルーズ船の景観</li> </ul>
背景となる景観・ 地区内からの 眺望など	<ul style="list-style-type: none"> <li>○石油ふ頭に並ぶ石油タンク、LPGタンク</li> <li>○対岸の金石・大野やすらぎの林や大野お台場公園の緑</li> <li>○対岸の大野からくり記念館</li> </ul>

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

(4) 港湾景観創出区域(景観形成区域)における  
良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

A 交流拠点区域

①建築物

項目	基準
建築物	配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>良好な沿道景観の形成に配慮し、できるかぎり壁面の位置を後退させ、歩道と一体となったゆとりある空間の創出に努める。</li> <li>海上や対岸からの見え方に十分配慮するとともに、周辺の街並みと調和した配置とする。</li> <li>敷地内に附属建築物、工作物等を設ける場合は、敷地全体としての景観的調和に配慮した配置とする。</li> <li>文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。</li> <li>隣接する伝統的な街並みからの見え方に配慮した配置とする。</li> </ul>
	形態意匠 <ul style="list-style-type: none"> <li>奇抜なものではなく、海上や対岸からの見え方に十分配慮するとともに、周辺の景観と調和した落ち着いた形態意匠とする。</li> <li>建築物上部はすっきりした形状とし、塔屋は目立たないよう工夫する。</li> <li>建築物のボリュームが周辺に対して威圧感や圧迫感を与えないよう、形態や外壁の色彩・素材による分節化等の工夫を行う。</li> <li>屋外階段、ベランダ・バルコニー等は、建築物本体と一体化するなど、違和感のないまとまりのある形態となるよう配慮し、洗濯物が外部から直接見えにくいよう工夫する。</li> <li>やむを得ず屋外階段を設ける場合は、腰壁・パネル・ルーバー等による修景に配慮する。</li> <li>ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等で使用する場合には、周辺の景観との調和や周辺からの見え方に配慮したものとす。</li> <li>文化財等の周辺では、その存在を阻害しないような形態意匠とし、調和する素材を採用する。</li> <li>交差点やアイストップとなる場所では、周辺からの見え方に配慮した形態意匠として工夫に努める。</li> <li>太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。</li> <li>太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを基本とする。</li> <li>太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。</li> </ul>
	色彩 <ul style="list-style-type: none"> <li>外壁の色彩は、開放的な港の空間の背景となる海や空などの自然な色合いになじむよう、中明度以上、低彩度の落ち着いた色彩とする。</li> <li>外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるようにする。</li> <li>屋根は、彩度を抑えた落ち着いた色調とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。</li> <li>敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、建築物本体との景観的調和に配慮した色彩となるよう努める。</li> <li>太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。</li> <li>外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。</li> </ul>
屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。</li> <li>やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。</li> <li>屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。</li> <li>風力発電設備は、屋上には設置しない。</li> </ul>

伝統環境保存区域

伝統環境調和区域

近代的都市景観創出区域

港湾景観創出区域

重要広域幹線  
景観形成区域

重要広域海岸  
景観形成区域

景観計画区域  
(その他の区域)

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目	基準
敷地利用	<p><b>緑・用水等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。</li> <li>敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。</li> <li>敷地境界や道路・用水沿いについては郷土種の中高木や低木をバランス良く植栽し、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に配慮する。</li> <li>角地については、緑化を兼ねた安全で魅力あるオープンスペースの創出に努める。</li> <li>海の玄関口としての賑わいや憩い、快適な歩行者空間の演出に寄与する緑化空間やオープンスペースの創出に配慮する。</li> </ul>
	<p><b>駐車スペース・駐車場</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋外に駐車スペースを設ける場合には、道路から直接見えないような配置とするか、できるかぎり出入口を限定し、生垣緑化や塀等による目隠し修景を行う。</li> <li>出入口付近や歩行者動線の路面については、修景された舗装として工夫に努める。</li> <li>路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。</li> <li>立体駐車場を設置する場合は、目隠しとなる外壁やルーバー等を設置し、車が直接見えないよう工夫する。また、敷地内の建築物と調和した配置・形態意匠となるよう工夫する。</li> </ul>
	<p><b>外構付属物 自動販売機</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。</li> <li>敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。</li> <li>自動販売機の色彩は、周辺の街並みや背景となる建築物と調和する落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。</li> <li>自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着きある夜間景観の形成に配慮する。</li> </ul>
	<p><b>広告物等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海の玄関口として洗練されたデザインの広告物となるよう配慮する。</li> <li>奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。</li> <li>文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。</li> <li>独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。</li> <li>マンション・ビル名称は、街並みと調和した落ち着いたデザインとし、必要最小限の大きさとする。</li> </ul>

伝統環境保存区域

伝統環境調和区域

近代的都市景観創出区域

港湾景観創出区域

A 歴史文化象徴
B 伝統的街並み
C 川筋景観
D 旧街道街並み
E 遠望風致
A 景趣調和
B 景観調和
A 金沢駅周辺
B 都心軸
C 商業業務
A 交流拠点
B 企業立地
C 物流
重要広域幹線 景観形成区域
重要広域海岸 景観形成区域
景観計画区域 (その他の区域)

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

② 工作物等

項目	基準	
工作物等	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、違和感が生じないような高さとする。</li> <li>地面に設置する工作物で、やむを得ず周辺から望見できる場合には、都市計画法等に基づく建築物の高さ規制、市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制に準ずる高さ以下とする。(※)</li> </ul>
	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>海上や対岸からの見え方に十分配慮するとともに、周辺の景観との調和に配慮した配置とする。</li> <li>周辺から見た場合、違和感を与えたり、街並みから突出しないような配置・規模とする。</li> <li>道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設側に圧迫感を与えないような配置とする。</li> <li>文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。</li> <li>携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう努める。</li> <li>太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。</li> <li>地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。</li> </ul>
	形態意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>海上や対岸からの見え方に十分配慮するとともに、周辺の街並みと調和した形態意匠（色彩含む）とし、奇抜なものとしめない。</li> <li>大きな壁面を有する工作物の色彩は、開放的な港の空間の背景となる海や空などの自然な色合いになじむよう、中明度以上、低彩度の落ち着いた色彩とする。</li> <li>周辺の景観に大きな影響を及ぼすような反射度が大きなものとせず、また、メタリックな光沢が少ないものとする。</li> <li>太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。</li> <li>太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、建築物の形態意匠（色彩含む）に準ずるものとする。</li> <li>工作物の基調色では、「禁止色」は使用しない。</li> </ul>
	塀・垣・さく等	<ul style="list-style-type: none"> <li>塀・垣・さく等を設ける場合は、周辺の街並みとの調和に配慮した塀・生垣・フェンス等とする。</li> <li>やむを得ず、道路や用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分にブロック塀を設置する場合は、落ち着いた色彩の吹き付け塗装や化粧ブロックなど、修景に工夫されたものとする。</li> </ul>

(※) 都市計画法等に基づく建築物の高さ規制とは、高度地区、風致地区、地区計画、第一・二種低層住居専用地域に基づくものをいう。市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制とは、「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」及び「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」に基づく協定区域で定められたものをいう。

③ 土地の形質・その他

項目	基準	
土地の形質・その他	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> <li>資材置き場や土砂堆積場とする敷地では、周辺からの見え方に配慮し、敷地内を整理・整頓し、生垣等による適切な目隠し修景に努める。</li> <li>敷地内に、特に、景観上貴重な樹木や樹林がある場合は、できるかぎり伐採しない。(維持管理作業は除く)</li> </ul>
	擁壁・のり面等	<ul style="list-style-type: none"> <li>地形や敷地の高低差を解消するために設ける擁壁等については、周辺の街並みや自然環境と調和した石積・化粧ブロック・化粧型枠や緑化等による修景に配慮する。</li> <li>擁壁を着色する場合は、彩度が高い色彩としない。</li> </ul>
	路外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>路外駐車場を整備する場合は、できるかぎり出入り口を限定し、周辺の景観との調和に配慮し、敷地外周の目隠し修景に努める。</li> <li>道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分は、周辺の景観との調和に配慮し、生垣等による積極的な目隠し修景に努める。</li> <li>敷地内に設置する設備機器は、周辺の景観と調和した色彩とする。</li> <li>路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。</li> </ul>

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

B 企業立地区域

①建築物

項目		基準
建築物	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な沿道景観の形成に配慮し、できるかぎり壁面の位置を後退させ、歩道と一体となったゆとりある空間の創出に努める。</li> <li>海上や対岸からの見え方に十分配慮するとともに、周辺の街並みと調和した配置とする。</li> <li>敷地内に附属建築物、工作物等を設ける場合は、敷地全体としての景観的調和に配慮した配置とする。</li> </ul>
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>奇抜なものではなく、海上や対岸からの見え方に十分配慮するとともに、周辺の景観と調和した落ち着いた形態意匠とする。</li> <li>建築物上部はすっきりした形状とし、塔屋は目立たないよう工夫する。</li> <li>建築物のボリュームが周辺に対して威圧感や圧迫感を与えないよう、形態や外壁の色彩・素材による分節化等の工夫を行う。</li> <li>屋外階段、ベランダ・バルコニー等は、建築物本体と一体化するなど、違和感のないまとまりのある形態となるよう配慮し、洗濯物が外部から直接見えにくいよう工夫する。</li> <li>やむを得ず屋外階段を設ける場合は、腰壁・パネル・ルーバー等による修景に配慮する。</li> <li>ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等で使用する場合には、周辺の景観との調和や周辺からの見え方に配慮したものとする。</li> <li>交差点やアイストップとなる場所では、周辺からの見え方に配慮した形態意匠として工夫に努める。</li> <li>太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。</li> <li>太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを基本とする。</li> <li>太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>外壁の色彩は、開放的な港の空間の背景となる海や空などの自然な色合いになじむよう、中明度以上、低彩度の落ち着いた色彩とする。</li> <li>外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるようにしない。</li> <li>屋根は、彩度を抑えた落ち着いた色調とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。</li> <li>敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、建築物本体との景観的調和に配慮した色彩となるよう努める。</li> <li>太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。</li> <li>外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。</li> </ul>
	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。</li> <li>やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。</li> <li>屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。</li> <li>風力発電設備は、屋上には設置しない。</li> </ul>

伝統環境保存区域

伝統環境調和区域

近代的都市景観創出区域

港湾景観創出区域

A 歴史文化象徴

B 伝統的街並み

C 川筋景観

D 旧街道街並み

E 遠望風致

A 景趣調和

B 景観調和

A 金沢駅周辺

B 都心軸

C 商業業務

A 交流拠点

B 企業立地

C 物流

重要広域幹線  
景観形成区域

重要広域海岸  
景観形成区域

景観計画区域  
(その他の区域)

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目	基準
敷地利用	<b>緑・用水等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。</li> <li>敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。</li> <li>敷地境界や道路・用水沿いについては郷土種の中高木や低木をバランス良く植栽し、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に配慮する。</li> <li>角地については、緑化を兼ねた安全で魅力あるオープンスペースの創出に努める。</li> <li>敷地内の公共空間側での緑化空間の創出に配慮する。</li> </ul>
	<b>駐車スペース・駐車場</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋外に駐車スペースを設ける場合には、道路から直接見えないような配置とするか、できるかぎり出入口を限定し、生垣緑化や塀等による目隠し修景を行う。</li> <li>出入口付近や歩行者動線の路面については、修景された舗装として工夫に努める。</li> <li>路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。</li> <li>立体駐車場を設置する場合は、目隠しとなる外壁やルーバー等を設置し、車が直接見えないよう工夫する。また、敷地内の建築物と調和した配置・形態意匠となるよう工夫する。</li> </ul>
	<b>外構付属物 自動販売機</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。</li> <li>敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。</li> <li>自動販売機の色彩は、周辺の街並みや背景となる建築物と調和する落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。</li> <li>自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着いた夜間景観の形成に配慮する。</li> </ul>
	<b>広告物等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>海の玄関口として洗練されたデザインの広告物となるよう配慮する。</li> <li>奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。</li> <li>独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。</li> <li>マンション・ビル名称は、街並みと調和した落ち着いたデザインとし、必要最小限の大きさとする。</li> </ul>

A 歴史文化象徴	伝統環境保存区域
B 伝統的街並み	
C 川筋景観	
D 旧街道街並み	
E 遠望風致	
A 景趣調和	伝統環境調和区域
B 景観調和	
A 金沢駅周辺	近代的都市景観創出区域
B 都心軸	
C 商業業務	
A 交流拠点	港湾景観創出区域
B 企業立地	
C 物流	
景観形成区域	重要広域幹線
景観形成区域	重要広域海岸
(その他の区域)	景観計画区域

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

②工作物等

項目		基準
工作物等	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、違和感が生じないような高さとする。</li> <li>地面に設置する工作物で、やむを得ず周辺から望見できる場合には、都市計画法等に基づく建築物の高さ規制、市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制に準ずる高さ以下とする。(※)</li> </ul>
	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>海上や対岸からの見え方に十分配慮するとともに、周辺の景観との調和に配慮した配置とする。</li> <li>周辺から見た場合、違和感を与えたり、街並みから突出しないような配置・規模とする。</li> <li>道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設側に圧迫感を与えないような配置とする。</li> <li>携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう努める。</li> <li>太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。</li> <li>地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。</li> </ul>
	形態意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>海上や対岸からの見え方に十分配慮するとともに、周辺の街並みと調和した形態意匠（色彩含む）とし、奇抜なものとししない。</li> <li>大きな壁面を有する工作物の色彩は、開放的な港の空間の背景となる海や空などの自然な色合いになじむよう、中明度以上、低彩度の落ち着いた色彩とする。</li> <li>周辺の景観に大きな影響を及ぼすような反射度が大きなものとせず、また、メタリックな光沢が少ないものとする。</li> <li>太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。</li> <li>太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、建築物の形態意匠（色彩含む）に準ずるものとする。</li> <li>工作物の基調色では、「禁止色」は使用しない。</li> </ul>
塀・垣・さく等	<ul style="list-style-type: none"> <li>塀・垣・さく等を設ける場合は、周辺の街並みとの調和に配慮した塀・生垣・フェンス等とする。</li> <li>やむを得ず、道路や用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分にブロック塀を設置する場合は、落ち着いた色彩の吹き付け塗装や化粧ブロックなど、修景に工夫されたものとする。</li> </ul>	

(※) 都市計画法等に基づく建築物の高さ規制とは、高度地区、風致地区、地区計画、第一・二種低層住居専用地域に基づくものをいう。市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制とは、「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」及び「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」に基づく協定区域で定められたものをいう。

③土地の形質・その他

項目		基準
土地の形質・その他	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> <li>資材置き場や土砂堆積場とする敷地では、周辺からの見え方に配慮し、敷地内を整理・整頓し、生垣等による適切な目隠し修景に努める。</li> <li>敷地内に、特に、景観上貴重な樹木や樹林がある場合は、できるかぎり伐採しない。(維持管理作業は除く)</li> </ul>
	擁壁・のり面等	<ul style="list-style-type: none"> <li>地形や敷地の高低差を解消するために設ける擁壁等については、周辺の街並みや自然環境と調和した石積・化粧ブロック・化粧型枠や緑化等による修景に配慮する。</li> <li>擁壁を着色する場合は、彩度が高い色彩としない。</li> </ul>
	路外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>路外駐車場を整備する場合は、できるかぎり出入口を限定し、周辺の景観との調和に配慮し、敷地外周の目隠し修景に努める。</li> <li>道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分は、周辺の景観との調和に配慮し、生垣等による積極的な目隠し修景に努める。</li> <li>敷地内に設置する設備機器は、周辺の景観と調和した色彩とする。</li> <li>路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。</li> </ul>

A 歴史文化象徴  
B 伝統的街並み  
C 川筋景観  
D 旧街道街並み  
E 遠望風致

伝統環境保存区域

A 景趣調和  
B 景観調和

伝統環境調和区域

A 金沢駅周辺  
B 都心軸  
C 商業業務

近代的都市景観創出区域

A 交流拠点  
B 企業立地  
C 物流

港湾景観創出区域

重要広域幹線  
景観形成区域

重要広域海岸  
景観形成区域

(その他の区域)  
景観計画区域

C 物流区域

①建築物

項目	基準	
建築物	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な沿道景観の形成に配慮し、できるかぎり壁面の位置を後退させ、歩道と一体となったゆとりある空間の創出に努める。</li> <li>海上や対岸からの見え方に十分配慮するとともに、周辺の街並みと調和した配置とする。</li> <li>敷地内に附属建築物、工作物等を設ける場合は、敷地全体としての景観的調和に配慮した配置とする。</li> </ul>
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>奇抜なものではなく、海上や対岸からの見え方に十分配慮するとともに、周辺の景観と調和した落ち着いた形態意匠とする。</li> <li>建築物上部はすっきりした形状とし、塔屋は目立たないよう工夫する。</li> <li>建築物のボリュームが周辺に対して威圧感や圧迫感を与えないよう、形態や外壁の色彩・素材による分節化等の工夫を行う。</li> <li>屋外階段、ベランダ・バルコニー等は、建築物本体と一体化するなど、違和感のないまとまりのある形態となるよう配慮し、洗濯物が外部から直接見えにくいよう工夫する。</li> <li>やむを得ず屋外階段を設ける場合は、腰壁・パネル・ルーバー等による修景に配慮する。</li> <li>ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等で使用する場合には、周辺の景観との調和や周辺からの見え方に配慮したものとする。</li> <li>交差点やアイストップとなる場所では、周辺からの見え方に配慮した形態意匠として工夫に努める。</li> <li>太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。</li> <li>太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを基本とする。</li> <li>太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>外壁の色彩は、開放的な港の空間の背景となる海や空などの自然な色合いになじむよう、中明度以上、低彩度の落ち着いた色彩とする。</li> <li>外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるようにする。</li> <li>屋根は、彩度を抑えた落ち着いた色調とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。</li> <li>敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、建築物本体との景観的調和に配慮した色彩となるよう努める。</li> <li>太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。</li> <li>外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。</li> </ul>
屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。</li> <li>やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。</li> <li>屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。</li> <li>風力発電設備は、屋上には設置しない。</li> </ul>	

伝統環境保存区域

伝統環境調和区域

近代的都市景観創出区域

港湾景観創出区域

重要広域幹線  
景観形成区域

重要広域海岸  
景観形成区域

景観計画区域  
(その他の区域)

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目	基準
敷地利用	<b>緑・用水等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。</li> <li>敷地境界や道路・用水沿いについては郷土種の中高木や低木をバランス良く植栽し、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に配慮する。</li> <li>角地については、緑化を兼ねた安全で魅力あるオープンスペースの創出に努める。</li> <li>海の玄関口としての機能と景観との調和を図るため、緑化空間の確保や上屋等により周辺道路からの見え方に配慮する。</li> </ul>
	<b>駐車スペース・駐車場</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋外に駐車スペースを設ける場合には、道路から直接見えないような配置とするか、できるかぎり出入口を限定し、生垣緑化や塀等による目隠し修景を行う。</li> <li>出入口付近や歩行者動線の路面については、修景された舗装として工夫に努める。</li> <li>路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。</li> <li>立体駐車場を設置する場合は、目隠しとなる外壁やルーバー等を設置し、車が直接見えないよう工夫する。また、敷地内の建築物と調和した配置・形態意匠となるよう工夫する。</li> </ul>
	<b>外構付属物 自動販売機</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。</li> <li>敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。</li> <li>自動販売機の色彩は、周辺の街並みや背景となる建築物と調和する落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。</li> <li>自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着いた夜間景観の形成に配慮する。</li> </ul>
	<b>広告物等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>海の玄関口として洗練されたデザインの広告物となるよう配慮する。</li> <li>奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。</li> <li>独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。</li> <li>マンション・ビル名称は、街並みと調和した落ち着いたデザインとし、必要最小限の大きさとする。</li> </ul>

伝統環境保存区域

伝統環境調和区域

近代的都市景観創出区域

港湾景観創出区域

重要広域幹線景観形成区域

重要広域海岸景観形成区域

景観計画区域(その他の区域)

A 歴史文化象徴

B 伝統的街並み

C 川筋景観

D 旧街道街並み

E 遠望風致

A 景趣調和

B 景観調和

A 金沢駅周辺

B 都心軸

C 商業業務

A 交流拠点

B 企業立地

C 物流

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

② 工作物等

項目		基準
工作物等	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、違和感が生じないような高さとする。</li> <li>地面に設置する工作物で、やむを得ず周辺から望見できる場合には、都市計画法等に基づく建築物の高さ規制、市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制に準ずる高さ以下とする。(※)</li> </ul>
	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>海上や対岸からの見え方に十分配慮するとともに、周辺の景観との調和に配慮した配置とする。</li> <li>周辺から見た場合、違和感を与えたり、街並みから突出しないような配置・規模とする。</li> <li>道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設側に圧迫感を与えないような配置とする。</li> <li>携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう努める。</li> <li>太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。</li> <li>地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。</li> </ul>
	形態意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>海上や対岸からの見え方に十分配慮するとともに、周辺の街並みと調和した形態意匠（色彩含む）とし、奇抜なものとしめない。</li> <li>大きな壁面を有する工作物の色彩は、開放的な港の空間の背景となる海や空などの自然な色合いになじむよう、中明度以上、低彩度の落ち着いた色彩とする。</li> <li>周辺の景観に大きな影響を及ぼすような反射度が大きなものとせず、また、メタリックな光沢が少ないものとする。</li> <li>太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。</li> <li>太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、建築物の形態意匠（色彩含む）に準ずるものとする。</li> <li>工作物の基調色では、「禁止色」は使用しない。</li> </ul>
塀・垣・さく等	<ul style="list-style-type: none"> <li>塀・垣・さく等を設ける場合は、周辺の街並みとの調和に配慮した塀・生垣・フェンス等とする。</li> <li>やむを得ず、道路や用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分にブロック塀を設置する場合は、落ち着いた色彩の吹き付け塗装や化粧ブロックなど、修景に工夫されたものとする。</li> </ul>	

(※) 都市計画法等に基づく建築物の高さ規制とは、高度地区、風致地区、地区計画、第一・二種低層住居専用地域に基づくものをいう。市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制とは、「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」及び「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」に基づく協定区域で定められたものをいう。

③ 土地の形質・その他

項目		基準
土地の形質・その他	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> <li>資材置き場や土砂堆積場とする敷地では、周辺からの見え方に配慮し、敷地内を整理・整頓し、生垣や上屋等による適切な目隠し修景に努める。</li> <li>敷地内に、特に、景観上貴重な樹木や樹林がある場合は、できるかぎり伐採しない。(維持管理作業は除く)</li> </ul>
	擁壁・のり面等	<ul style="list-style-type: none"> <li>地形や敷地の高低差を解消するために設ける擁壁等については、周辺の街並みや自然環境と調和した石積・化粧ブロック・化粧型枠や緑化等による修景に配慮する。</li> <li>擁壁を着色する場合は、彩度が高い色彩としない。</li> </ul>
	路外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>路外駐車場を整備する場合は、できるかぎり出入り口を限定し、周辺の景観との調和に配慮し、敷地外周の目隠し修景に努める。</li> <li>道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分は、周辺の景観との調和に配慮し、生垣等による積極的な目隠し修景に努める。</li> <li>敷地内に設置する設備機器は、周辺の景観と調和した色彩とする。</li> <li>路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。</li> </ul>